

## 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議会則

### (名称)

第1条 本会は、遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 推進会議は、地域住民が主体となって、地域の人々の共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を推進し、豊かで住みやすい地域づくりを推進していくことを目的とする。

### (区域)

第3条 推進会議の区域は、玉川学区内とする。

### (事業)

第4条 推進会議は、草津市立地域まちづくりセンター条例第3条に定める事業、同条例第4条に定める指定管理業務および次に掲げる事業に取り組む。

- (1) まちづくり構想の調査・研究に関すること。
- (2) まちづくり構想にもとづく事業の企画、立案、実施に関すること。
- (3) まちづくり構想の普及・啓発に関すること。
- (4) まちづくりを推進するために必要な関係機関との協議調整に関すること。
- (5) まちづくりを推進するうえでの地域の課題解決に関すること。
- (6) まちづくりを推進するうえでの多世代交流に関すること。
- (7) その他推進会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (会員)

第5条 推進会議の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 区域内的の居住者
- (2) 区域内的の団体、事業者等
- (3) その他推進会議が必要と認めた者

### (役員)

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 20名程度
- (5) 監事 2名

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理する。
- (3) 会計は、推進会議の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、推進会議の会計、理事会の仕事および会務全般を監査する。

### (役員を選任および任期)

第8条 会長、副会長、会計は理事の互選により選出し、評議委員会で承認を得るものとする。

- 2 理事は、学区自治連合会長、町内会長、各専門部会長、副部会長およびそれぞれの長が指名した代理者または推薦者を含むとし、評議委員会で承認を得るものとする。
- 3 監事は、理事会において評議委員の中から2名を選出し、評議委員会の承認を得るものとする。
- 4 役員の任期は、1期1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 推進会議に次の会議を設ける。

- (1) 評議委員会
  - (2) 理事会
  - (3) 専門部会
  - (4) その他必要と認められる会議
- 2 前項(3)および(4)を設置する場合は、評議委員会で承認を要する。
  - 3 会議の議事については議事録を作成する。

(評議委員会)

第10条 評議委員会は、代議員制とし、評議委員で構成する。

- 2 評議委員会は、推進会議の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
  - (2) 予算および決算に関すること。
  - (3) 会則の制定および改廃に関すること。
  - (4) 役員の承認および選任に関すること。
  - (5) その他評議委員会に付すべき事項
- 3 評議委員会は、会長が招集する。
- 4 評議委員会は、評議委員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。
- 5 評議委員会は、特別な事情があるときは書面表決による方法とすることができる。この場合の対処は、理事会において調整する。
- 6 評議委員会の議長は、出席した評議委員の互選により選出する。
- 7 評議委員会の議事は、出席した評議委員の過半数の同意を得てこれを決する。

(評議委員の職務等)

第11条 評議委員は、評議委員会における審議のほか、推進会議の運営および活動に関して、適宜意見、要望又は提案をすることができる。

- 2 評議委員は、町内会、各種団体等の代表者、町内会からの推薦者または有識者とする。
- 3 評議委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 理事会は、推進会議の運営機関であり、会長、副会長、会計、理事および監事で構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 評議委員会に付議する事項に関すること。
  - (2) 評議委員会の議決した事項の執行に関すること。
  - (3) 各専門部会間の事業等の調整に関すること。
  - (4) その他会長が審議を必要と認める事項に関すること。
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長が務める。

(専門部会)

第13条 推進会議は、事業の円滑な実施を図るため、評議委員会の承認を経て、専門部会を設置する。

2 専門部会は、次に掲げる部会員で構成する。部会員は、専門部会を構成する各種団体から推薦された者および推進会議事業に賛同する者も含む。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 部会員 若干名

3 専門部会は、次に掲げる事項を審議執行する。

- (1) 専門部会の事業の計画および報告並びに運営に関する事。
- (2) 専門部会の事業の企画および執行に関する事。

4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(部会員の職務等)

第14条 部会員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 部会員は、部会の事業を企画・立案し、実施にあたる。

2 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業実行委員会)

第15条 事業の推進にあたり必要な場合は理事会の承認を経て、実行委員会を組織し、実施することができる。

(顧問)

第16条 推進会議に評議委員会の同意を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の要請に応じて理事会、各種会議または事業に出席し、参画し、助言を行うことができる。

(事務局)

第17条 推進会議の円滑な運営を行うため、推進会議の事務局を玉川まちづくりセンターに置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

3 事務局長は、まちづくりセンター長を兼ねるものとする。

4 事務局長は、推進会議の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

5 事務局長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の事務局長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 事務局員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

(経費)

第18条 推進会議の経費は、会費、交付金、補助金、委託金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 年度当初から評議委員会までの間に支払いを要する恒常的な事務的経費については、評議委員会の決議を経ずに事務局長の専決事項として支出することができる。

(会計年度)

第19条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 当該協議会会則第8条第2項中の玉川学区まちづくり協議会設立準備委員会作業部会員の理事の任期は、同条第4項の規定にかかわらず任期は平成26年度評議委員会までとする。

附 則

この会則は平成25年3月21日から施行する。

附 則

この会則は平成26年3月20日から施行する。

附 則

この会則は平成28年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成29年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成30年4月27日から施行する。

附 則 (制定・改正履歴は別途記載)

この会則は2019年4月26日から施行する。

附 則

この会則は2020年4月28日から施行する。

附 則

この会則は2021年4月22日から施行する。

附 則

この会則は2022年4月21日から施行する。